

平成 27 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議案番号	第 76 号議案
議案名	安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方公務員災害補償法施行令の改正に伴うもの</p> <p>1 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者が、同一の事由について他の法律による給付を受ける場合の調整に係る規定の整理</p> <p>2 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について他の法律による給付を受ける場合の調整に係る規定の整理</p> <p>(施行日) 公布の日（平成 27 年 10 月 1 日から適用）</p>
議案番号	第 77 号議案
議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの</p> <p>1 納税猶予制度の見直し (1) 徴収の猶予について、次の事項を条例で定める。 ア 徴収の猶予をする場合における徴収金の分割納付又は分割納入の方法 イ 徴収の猶予を申請する場合における申請書に記載すべき事項及び添付書類 ウ イの申請に不備がある場合における訂正期限 (2) 換価の猶予について、次の事項を条例で定める。 ア 換価の猶予をする場合における徴収金の分割納付又は分割納入の方法 イ 職権による換価の猶予をする場合において滞納者に提供を求めることができる書類 ウ 申請による換価の猶予を申請する場合における申請期限、申請書に記載すべき事項及び添付書類 エ ウの申請に不備がある場合における訂正期限 (3) 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、担保の徴収を不要とする場合を条例で定める。</p> <p>2 減免申請書の提出期限の変更 納期限前 7 日 → 納期限</p> <p>3 市税に係る処分その他公権力の行使に当たる行為のうち、不利益処分等について、理由の提示を義務付ける。</p> <p>(施行日) 平成 28 年 4 月 1 日</p>

内 容																																								
議 案 番 号	第 7 8 号議案																																							
議 案 名	安城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について																																							
摘 要	<p>個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行う事務を新たに定めるもの</p> <p>1 安城市特別障害者手当等加算手当の支給に関する条例による特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務を独自利用事務として規定する。</p> <p>2 安城市特別障害者手当等加算手当の支給に関する条例による特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務を処理するために必要な限度で、同一機関が保有する特定個人情報を利用することができるものとする。</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 1 月 1 日</p>																																							
	<p>議 案 番 号 第 7 9 号議案</p> <p>議 案 名 安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>明祥地域複合施設の新設に伴うもの</p> <p>1 明祥福祉センターの新設</p> <p>(1) 名称 安城市明祥福祉センター</p> <p>(2) 位置 安城市和泉町大下 3 8 番地 1</p> <p>(3) 構成施設</p> <p>ア 安城市明祥老人福祉センター (老人に関する相談及び機能回復訓練に関する事業を行う施設)</p> <p>イ 安城市明祥児童センター (児童の健康を増進し、又は情操を豊かにするための事業を行う施設)</p> <p>(4) 使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>午前9時 ～正午</td> <td>午後 1 時～ 午後 4 時 30 分</td> <td>午後 5 時 30 分 ～午後 9 時</td> <td>午前 9 時 ～午後 9 時</td> </tr> <tr> <td>集会室 1</td> <td>一般利用</td> <td>400 円</td> <td>470 円</td> <td>590 円</td> <td>1, 200 円</td> </tr> <tr> <td>集会室 2</td> <td>一般利用</td> <td>390 円</td> <td>450 円</td> <td>580 円</td> <td>1, 170 円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>一般利用</td> <td>510 円</td> <td>600 円</td> <td>760 円</td> <td>1, 530 円</td> </tr> <tr> <td>カラオケ設備</td> <td>一式</td> <td>1, 000 円</td> <td>1, 000 円</td> <td>1, 000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 明祥福祉センターについては、指定管理者による管理の対象から除く。</p> <p>2 明祥児童センターの新設</p> <p>(1) 名称 安城市明祥児童センター</p> <p>(2) 位置 安城市和泉町大下 3 8 番地 1</p> <p>3 南部支所の移転</p> <p>名称及び位置を変更するもの</p> <p>ア 名称 安城市役所南部支所 → 安城市役所明祥支所</p> <p>イ 位置 安城市和泉町大下 3 8 番地 → 安城市和泉町大下 3 8 番地 1</p>	区分		金額				午前	午後	夜間	全日			午前9時 ～正午	午後 1 時～ 午後 4 時 30 分	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時	集会室 1	一般利用	400 円	470 円	590 円	1, 200 円	集会室 2	一般利用	390 円	450 円	580 円	1, 170 円	多目的室	一般利用	510 円	600 円	760 円	1, 530 円	カラオケ設備	一式	1, 000 円	1, 000 円	1, 000 円
区分				金額																																				
		午前	午後	夜間	全日																																			
		午前9時 ～正午	午後 1 時～ 午後 4 時 30 分	午後 5 時 30 分 ～午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時																																			
集会室 1	一般利用	400 円	470 円	590 円	1, 200 円																																			
集会室 2	一般利用	390 円	450 円	580 円	1, 170 円																																			
多目的室	一般利用	510 円	600 円	760 円	1, 530 円																																			
カラオケ設備	一式	1, 000 円	1, 000 円	1, 000 円																																				

4 南部公民館の移転

(1) 名称及び位置を変更するもの

ア 名称 安城市南部公民館 → 安城市明祥公民館

イ 位置 安城市和泉町大下38番地 → 安城市和泉町大下38番地1

(2) 使用料の設定

ア 施設の使用料

区分	金額			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時 ～正午	午後1時～ 午後4時30分	午後5時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
第1会議室	240円	280円	370円	750円
第2会議室	320円	360円	480円	970円
第3会議室	610円	700円	920円	1,840円
第4会議室	470円	540円	710円	1,420円
文化室	660円	760円	970円	1,950円
和室	510円	600円	750円	1,520円
芸能室	640円	740円	930円	1,860円
実習室	740円	850円	1,090円	2,190円
多目的ホール	1,800円	2,090円	2,670円	5,360円
調理台1台	100円	100円	100円	
バスケットボール 器具一式	210円	210円	210円	
バレーボール器具 1組	210円	210円	210円	
バドミントン器具 1組	100円	100円	100円	
卓球器具1組	50円	50円	50円	

※下線部分の施設は、平成29年1月1日から使用可能とする。

イ 附属設備等の使用料

区分	単位	金額
舞台設備	一式	1,570円

ウ テニスコートの使用料

区分	単位	金額
テニスコート(1面につき)	1時間	230円
夜間照明設備(テニスコート1面につき)	30分	360円
夜間照明設備(壁打ちコート)	30分	180円

(施行日)

1、2及び4 平成28年4月1日

3 平成28年3月28日

内 容	
議 案 番 号	第 8 0 号議案
議 案 名	安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>職業能力開発促進法の改正に伴うもの</p> <p>引用している職業能力開発促進法の条項名の変更 第 1 0 条第 4 号中「第 1 5 条の 6」→「第 1 5 条の 7」</p> <p>(施行日) 公布の日</p>
議 案 番 号	第 8 1 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	<p>介護保険料の減免に係る事務の見直しに伴うもの</p> <p>減免申請書の提出期限の変更</p> <p>(1) 普通徴収の方法によるもの 納期限前 7 日 → 納期限</p> <p>(2) 特別徴収の方法によるもの 特別徴収対象年金給付の支払日 7 日前 → 同給付の支払日</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 2 号議案
議 案 名	明祥地域複合施設条例の制定について
摘 要	<p>明祥地域複合施設の新設に伴うもの</p> <p>1 名称 安城市明祥プラザ 2 位置 安城市和泉町大下 3 8 番地 1 3 構成施設 ア 安城市役所明祥支所 イ 安城市明祥福祉センター ウ 安城市明祥公民館</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 8 3 号議案
議 案 名	安城市特別障害者手当等加算手当の支給に関する条例の制定について
	<p>本市が行う特別障害者手当等加算手当の支給に関する事務において、個人番号の利用をするもの</p> <p>支給対象者は、安城市内に住所を有し、障害児福祉手当、特別障害者手当又は福祉手当の支給を受ける者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) A種重度障害者 次の各号のいずれにも該当する者 ア 身体障害者手帳の交付を受け、当該手帳の障害の級別が 1 級又は 2 級であること。 イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 3 5 以下であると判定され、療育手帳の交付を受けていること。</p> <p>(2) B種重度障害者 次の各号のいずれかに該当する者 (A種重度障害者を除く。) ア 身体障害者手帳の交付を受け、当該手帳の障害の級別が 1 級又は 2 級であること。 イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が 3 5 以下であると判定され、療育手帳の交付を受けていること。</p> <p>(施行日) 平成 2 8 年 1 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 4 号議案
議 案 名	安城市工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
摘 要	<p>工場立地法に基づき、同法の規定による基準に代えて適用すべき基準を定めるもの</p> <p>1 条例で定める区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(1) 区域 工業専用地域</p> <p>(2) 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合</p> <p>ア 緑地 100分の5以上</p> <p>イ 環境施設 100分の10以上</p> <p>2 建築物屋上等緑化施設等については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができないこととする。</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>
議 案 番 号	第 8 5 号議案
議 案 名	安城市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
摘 要	<p>消費者安全法の改正に伴うもの</p> <p>次に掲げる事項が条例で定めることとされたため、当該事項を定めるもの</p> <p>(1) 消費生活センターの組織及び運営に関する事項</p> <p>(2) 事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項</p> <p>(3) その他内閣府令で定める事項</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 6 号議案
議 案 名	安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴うもの</p> <p>1 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を有する者が、同一の事由について他の法律による給付を受ける場合の調整に係る規定の整理</p> <p>2 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について他の法律による給付を受ける場合の調整に係る規定の整理</p> <p>(施行日) 公布の日(平成27年10月1日から適用)</p>
議 案 番 号	第 8 7 号議案
議 案 名	安城市消防団条例及び安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>機能別団員の制度を導入するもの</p> <p>1 安城市消防団条例の一部改正</p> <p>(1) 団員数の変更 404人以内 → 495人(基本団員405人 機能別団員90人)</p> <p>(2) 機能別団員の職務報酬及び旅費の新設 職務報酬 年額 18,800円 旅費 係長以上の職務以外の職務にある市職員相当額</p> <p>2 安城市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、非常勤消防団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない者(以下「退職報償金の支給が適当でない者」という。)を退職報償金の支給の対象としない者に加える。</p> <p>(2) 退職報償金の支給が適当でない者に該当する者として勤務した期間を退職報償金の算定の勤務年数に算入しない期間とする。</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 8 号議案
議 案 名	安城市住宅開発事業の手續等に関する条例の制定について
摘 要	<p>住宅開発事業に関する手續その他必要な事項を定めるもの</p> <p>1 次の住宅開発事業について、この条例の対象とする。</p> <p>(1) 住宅地開発事業 開発区域の面積が500平方メートル以上で、当該開発行為により公共施設が設置されることとなる事業</p> <p>(2) 集合住宅開発事業 住戸数が20以上のもの又は地階を除く階数が6以上のものを建築する事業</p> <p>2 事業者は、住宅開発事業の許可等を申請する前に、次に掲げる事項について市長その他行政機関と協議をし、事業計画に関する市長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 近隣住民及び町内会長（以下「近隣住民等」という。）への説明の実施及び意見への対応状況</p> <p>(2) 住宅開発事業の施行により設置される公共施設に関すること。</p> <p>(3) その他快適な住環境の実現を図るため必要な事項</p> <p>3 前項の同意を得ようとする事業者は、次に掲げる手續を行うものとする。</p> <p>(1) 事業計画の概要書及び近隣住民等への説明の計画書の市長への提出</p> <p>(2) 事業を周知する標識の設置</p> <p>(3) 近隣住民等への事業計画の説明の実施</p> <p>(4) 意見書に対する見解書の提出等（近隣住民等から意見書の提出があった場合のみ）</p> <p>(5) 市長への説明の実施の報告</p> <p>4 事業計画の説明を受けた近隣住民等は、市長を経由して、事業者に事業計画に対する意見書を提出することができる。</p> <p>5 市長は、市長の同意を得ず、又は同意した事業計画に反して住宅開発事業に関する工事に着手した事業者等に対し、工事を停止し、又は必要な措置を講じるよう勧告することができる。</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、その旨を公表できる。</p> <p>(1) 事業者等が正当な理由なく勧告に従わないとき。</p> <p>(2) 事業者等が正当な理由なく報告等の徴収又は立入検査を拒否したとき。</p> <p>(施行日) 平成28年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 9 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市一般会計補正予算 (第 3 号) について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 9 0 案 ~ 第 9 2 号議案
議 案 名	平成 2 7 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>有料駐車場事業 (第 1 号) 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 (第 1 号) 介護保 険事業 (第 2 号) の 3 会計</p> <p>資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 93 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市レジャープールの指定管理者として株式会社愛知スイミング三河安城支店を指定する（平成28年4月1日～平成33年3月31日）。
議 案 番 号	第 94 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	次に掲げる公の施設の指定管理者として安祥文化のさと地域運営共同体を指定する（平成28年4月1日～平成31年3月31日）。 (1) 安城市歴史博物館 (2) 安城市民ギャラリー (3) 安城市埋蔵文化財センター (4) 安祥城址公園
議 案 番 号	第 95 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	堀内公園の指定管理者として株式会社愛知スイミング三河安城支店を指定する（平成28年4月1日～平成33年3月31日）。

内 容	
議 案 番 号	報告第 15 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 91,306円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成27年8月6日 午後5時ごろ (2) 発生場所 安城市根崎町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方車両が、道路のくぼみにはまったもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左の後輪等の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市50% 相手方50%</p> <p>5 専決年月日 平成27年10月2日</p>
議 案 番 号	報告第 16 号
議 案 名	専決処分について
	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 平成27年7月28日発生の事故 (1) 損害賠償額 9,828円 (2) 事故内容 ア 発生日時 午前8時50分ごろ イ 発生場所 安城市三河安城町地内 ウ 経 過 上記地内の県道において、公用車が交差点を右折しようとしたところ、当該交差点へ進入した相手方自転車と接触したもの (3) 相手方の損害の程度 後輪の損傷 (4) 過失割合 安城市100% 相手方0% (5) 専決年月日 平成27年10月13日</p> <p>2 平成27年7月29日発生の事故 (1) 損害賠償額 52,284円 (2) 事故内容 ア 発生時刻 午前10時15分ごろ イ 発生場所 岡崎市下佐々木町地内 ウ 経 過 上記地内の県道において、公用車が左折しようとしたときに相手方車両が停止していたため、当該公用車が直進したところ、当該県道へ進入した相手方車両と接触したもの (3) 相手方の損害の程度 車体前部の損傷 (4) 過失割合 安城市20% 相手方80% (5) 専決年月日 平成27年10月21日</p>

内 容	
議 案 番 号	諮問第 2 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 白谷隆子の任期満了（平成 2 8 年 3 月 3 1 日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3 年 委員数 8 人</p> <p>要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>